

まろらん

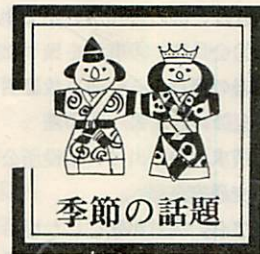


市政だより

2月 / 15日
昭和46年 No. 262



色あざやかな「ひな人形」= 店頭にて



節分も過ぎ
て、こよみで
は「春」です
が、まだ遠い
感じ——し
かし、街かど
には、早くも
「ひな人形」
が飾られ春を

呼ぶかのようなです。O.L.たちも幼いときのひなまつりを想い出してか、その美しさに店先で足をとめる姿が見かけられます。

ところで、この「ひなまつり」中国から伝わり徳川時代から盛んになったといわれますが、だいらびな・ごしよびな・五人ばやしなどと、今日行なわれるような人形と似た形になったのは江戸時代からと

さて、みなさんのなかにもひな人形を飾る方がおられるでしょうが、飾りつけのなかでよもぎを用いた草もちをはじめ、もも、しろさけ、はまぐりなどを供えますが、その供えものの意味をご存知でしょうか。いくつかひろってみました。

「もも」は、ちよと桃の花の盛りにあたる
ところから桃の花を供え邪気を払おうとする
もので、「しろさけ」は、桃の花に白色がな
いところから、桃色に対して白酒を用い赤と
白で日・月を祭る意味で供えるといわれます
また、「はまぐり」は、女はひとたび結婚
したら、決して他の者と身を合わせないと、
いう意味をもって供えられます。というのは、
はまぐりは幾万個集めても、自分自身のふた
でなければ合わないということから用いられた
ものなのです。

ひなまつりが終ると、そろそろ室蘭にも春
がきます。冬物の仕未や家のまわりの掃除な
ど春をむかえる準備で忙がしくなっています
ので、手まわしよくかたづけましょう。

交通災害共済に加入を



被災程度によって 50万円まで支給

—最低でも2,000円支給—

会員が交通災害にあったときは、次の等級により見舞金を支給します。共済見舞金は、その経過によって、事故の発生した日から1年以内に傷害の程度が

当初の診断より重かつた場合、これを証明する医師の診断書を添えて再請求すれば、その差額を支給します。

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡した場合	500,000円
2	全治6か月以上の傷害の場合	100,000円
3	" 3 "	50,000円
4	" 1 "	20,000円
5	" 1週間以上 "	5,000円
6	" 1週間未満 "	2,000円

見舞金の請求は早めに

—加害・被害を問わず支給—

万一、交通事故にあつて、交通災害共済の見舞金を請求する場合は、次の書類が必要です。

- ①会員証 ②事故を扱った警察署の発行する交通事故証明書
③医師の診断書 ④印鑑

請求の申し出は、市役所公害課交通安全係へ。

なお、会員が死亡した場合の請求は、上記のほか、会員と請求者との身分を証明する書類(戸籍謄本)が必要になります

<見舞金の請求は1年以内に>

見舞金は、特別な場合を除きすぐ支給します。なお、見舞金の請求は事故の日から必ず1年以内に申し出をしてください。

<小さな事故でも警察へ>

見舞金の請求に交通事故証明が必要です。このためには、事故にあった場合、小さな事故でも、知人による事故でも必ず警察に届けるように。未届けですと交通事故証明ができません。

問い 一人で二口分加入できますか。
 答え できません。一人一口です。
 問い 会費を、数年分まとめて払い込むことはできますか。
 答え この制度は一年更新ですから、一度に一年以上を継続して加入はできません。
 問い 加入して一年以内に他の市町村に転出し、また室蘭市内にもどってきた場合の資格はどうなりますか。
 答え 資格期間中であれば、再び室蘭市内にもどってきたときは資格を得ることにあります。ただし他市町村に転出している期間は資格がありません。

問い 交通事故となる乗物を、具体的にあげてください。
 答え 自動車、原付自転車、自転車、荷車、牛馬車、人力車、トロリーバスなどです。なお、船舶類、ケーブルカー、モノレール、汽車、航空機の場合は適用されません。
 問い 子ども用の車(三輪車、うば車等)が事故を起した場合は対象になりますか。
 答え 子ども用の車は、道路交通法による車輻ではないので対象になりません。旅行中に発生した事故は対象になりますか。
 問い 日本国内で、車輛の交通によって発生した事故であれば支給の対象になります。本人が死亡した場合の見舞金の受取人はどうなりますか。
 答え これは民法の規定に準じて定められます。すなわち配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、会員の死亡時、その収入によって生計を維持しているものとなっております。

こんな場合は
どうなりますか

申し込みと
お問い合わせは
企画部公害課へ

(電話 2-1111 内線232.387)



本室蘭小4年 若杉風香



本室蘭小4年 梅津奈緒美



水元小4年 北地弘志



武播小3年 安達 幸

交通事故「ゼロ」の願いをこめて

-----応募作品から-----

交通事故非常事態

万一に備え交

みんなで救済し合って
明るい毎日を
—いますぐ入会しよう—

交通事故「ゼロ」を、これはみんなの願いです。しかし、きょうもどこかで、たくさんの人が交通事故のため、死亡したりけがをしたりしています。

室蘭市では昨年発生した交通事故によって、死亡13人、負傷者が1,293人という悲しい記録を出しました。

交通事故は、被、加害者だけでなく、その家庭にまで大きな

不幸をもたらします。こうした人々を、さしあたって救済する手段として設けられているのが「交通災害共済制度」です。

この制度は、市民ひとりひとりがお互いに救済し合い、みんなで明るい市民生活を築いていくためのものです。

万一に備えて、家族ぐるみで交通災害共済に、ぜひおはいりください。

わずかな会費で
赤ちゃんからお年寄りまで
—入会手続きは簡単—



交通災害共済は、安い会費であなたを救います。室蘭市民であれば、赤ちゃんからお年寄りまで、年齢、性別に関係なくどなたでも加入できます。

会費は、年額大人1人330円
小人(16才未満) 1人240円

<申し込みは>

交通災害の申し込みは、市役所公害課交通安全係、各支所、

出張所に申し込み用紙がありますから、住所、氏名、生年月日を記入し、会費を添えて申し込みください。

<共済期間は1年間>

交通災害共済は、加入した日の翌日から1年間有効で、加入された方には、すぐ会員証を発行します。

取灰をボール箱にいれるとは！

最近、各地で取灰の不始末による火災が頻発、なかでも十一人の若い生命をうばうという大型焼死火災がおきています。

末始不の灰取つだめ

市内でも、取灰をダンボール箱や紙袋にいれておいたため、これが原因で火災がおきております。しかし、これはちょっとした注意で未然に防ぐことができます。

- ・ 取灰の不始末には、つぎのとを特に注意してください。
- ☑取灰の始末は
 - ・ かならず残火を消し、ふたのある不燃性の容器に入れる。
 - ・ 屋外に容器を置く場合は、建築物等から安全な距離を保つ。
 - ・ 屋内に容器を置く場合は、床や壁を不燃材で造った安全なところに置く。
 - ・ 屋外の灰捨て場は不燃材で造り建築物等から安全な距離を保つ
- ☑フランの始末は
 - ・ 煙突掃除のときフランはかならず不燃性の容器に入れる。
 - ・ 煙突掃除用ブラシを、そのまま物置等にしまうと、ブラシに

ついたフランの火から火事になるおそれがありますので、完全にフランを落してからしまってください。

煙突掃除をしないと強風のときなど火の粉が飛び火事になることがありますので、早めに煙突掃除をする。紙くず等をストープにくべると火の粉が飛びますので十分注意してください。

冬の火災に備えて消火体制は大じようぶ？



消火栓や道路の除雪はみんなの協力で



昭和四十六年度分 固定資産課税台帳

を縦覧します

1月1日～20日

昭和四十六年度分の固定資産課税台帳を縦覧します。この評価額は、固定資産も計算の基礎となるものですから、

産をお持ちの方はもれなく縦覧してください。なお固定資産課税台帳に登録された事項について不服のある場合は、市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申し出をすることが出来ます(申し出の期間は三月三十一日まで)

- ◎土地の場合：所有地の地番(住居表示後の丁目番地)
- ◎家屋の場合：家屋の登記番号
- 水道料金徴収 事務の委任
 - 水道料金徴収事務を、つぎの方に委任しました。
 - △委任 (46・2・1日付)
 - 室蘭市母恋南町三ノ四八 石川 勇
 - 室蘭市母恋南町二ノ一一一 高野 隼人

市民環境調査

郵送調査で二千世帯を

市では、市内の約二千世帯を対象に「市民環境調査」を行なっております。この調査は、みなさんが自分の生活環境についての感じや感想を調査し、これからの住みよいまちづくりに参考にする目的で行なうものです。

調査方法は、市内の全世帯の中から無作為抽出で約二千世帯を抽出し、その世帯に調査票を郵送して回答してもらおう方法です。あなたのところへ調査票がきましたらよろしくご協力ください。なお、調査票の記入で疑問の点がありましたら市役所企画調査課企画係(☎一一一一)におたずねください。

<乳幼児相談>無料

2月22日	市役所保健室	9.30~11.00
23日	本輪西支所	13.00~14.00
3月1日	市役所保健室	9.30~11.00
2日	衛生輪西分室	10.00~11.00
8日	市役所保健室	9.30~11.00

<三才児健康相談>無料

3月18日 室蘭保健所
 ・対象者…市内の満三才の子ども
 ・受付時間… 9.30~11.00
 13.00~16.00

<離乳食講習>無料

3月19日 衛生輪西分室 13時から
 ・対象者…45年11月・12月に生まれた赤ちゃんをお持ちの母親
 ※定員50名 市衛生課へ申込みください



<家族計画指導>無料

3月5日 衛生輪西分室 10時から

<母親学級>無料

3月10・11日 衛生輪西分室
 17・18日 定員30名 13時から

※市衛生課へ電話か口頭で申してください

<定時予防接種>毎週

火曜日	衛生輪西分室	13.00~15.00
水曜日	中島支所	"
木曜日	市役所保健室	"
金曜日	市役所保健室	"
	本輪西支所	"